

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年2月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200141号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200076号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年7月31日から同年8月1日まで

私のA社における厚生年金保険の記録によると、資格喪失日が平成3年7月31日となっている。しかし、雇用保険記録によると離職日は平成3年7月31日となっていることから、厚生年金保険の資格喪失日は雇用保険の離職日の翌日である平成3年8月1日となるはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、平成3年7月31日とされているところ、請求者は、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書を提出し、同社における離職年月日は平成3年7月31日とされていることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、平成3年8月1日となるはずであるとして訂正請求を行っている。

しかしながら、B社は、請求期間当時の資料がなく、請求者の勤務について不明である旨回答及び陳述している上、複数の同僚に照会を行ったものの、請求者の請求期間における勤務をうかがわせる回答又は陳述は得られないことから、請求者の請求期間における勤務実態について確認することができない。

また、請求期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚にも、厚生年金保険被保険者記録と雇用保険記録が符合しない者が複数いることが確認できる。

さらに、B社は、請求期間当時の資料がなく、請求者の厚生年金保険料の控除について不明である旨回答及び陳述している上、請求者は、請求期間の厚生年金保険料の控除が確認できる資料を保管していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200142号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200077号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年3月21日から同年4月1日まで

A社に平成4年3月末まで在籍して、給与から厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録は平成4年3月21日資格喪失となっており、請求期間の記録がない。

給与支給明細を提出するので、調査の上、年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の記録によると、A社における請求者の離職年月日は、平成4年3月20日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している上、同社の事業を承継するB社から提出された雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)によると、各月の賃金支払対象期間は21日から翌月20日までの期間で記載されており、賃金額も請求者から提出された給与支給明細の各月の総支給額と一致していることから、最終月の給与支給明細92年3月分(平成4年3月分)の勤務期間は平成4年3月20日までとなり、請求期間に係る勤務は確認できない。

また、B社からの回答及び上述の給与支給明細によると、請求期間当時におけるA社の厚生年金保険料は翌月控除であることから、給与支給明細92年3月分(平成4年3月分)の給与から控除されている厚生年金保険料は平成4年2月分であり、請求者から提出された平成4年分給与所得の源泉徴収票においても、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことは確認できない。

さらに、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)によると、厚生年金基金の資格喪失年月日は平成4年3月21日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。